経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	業費（海外出願支援事業費に限る。）及び中小企業等知的財産支援地域連携促進事業費に限る。）	十　法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更
	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電理解促進事業費に限る。）	十一　法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
	電源立地地域対策交付金	十二　法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理
経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	電源立地地域対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）	十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令
		十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令
		十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理
		十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
		十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令
		十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消
		十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
		二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
		二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
		二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認
		二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等
経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	業費補助金（海外出願支援事業に限る。）及び中小企業知的財産支援事業費補助金に限る。）	十　法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更
	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金（理解促進事業に係るもの）に限る。）	十一　法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
	電源立地地域対策交付金	十二　法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理
経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	電源立地地域対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）	十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令
		十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令
		十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理
		十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
		十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令
		十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消
		十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
		二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
		二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
		二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認
		二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等

産業保安監督部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）、産業	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金
	エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（休廃止鉱山鉱害防止エネルギー使用合理化事業費に限る。）	休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金